

平成28年7月19日
株式会社 山梨中央銀行

TKC の FinTech サービスの利用予定について

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）は、本年7月6日、株式会社TKC（代表取締役社長 角 一幸）（以下「TKC」といいます）に、下記のTKCのFinTechサービスを利用予定であることを表明いたしました。

本サービスにより、TKC 全国会会員（税理士、公認会計士）は、本年10月以降、毎月の巡回監査を通じた指導により作成した「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠する信頼性の高い財務データ（決算書、月次の試算表等）を、関与先企業（顧問先）の了解のもとで当行へ提供することが可能となります。

当行では、融資先企業の試算表等をタイムリーに入手することができ、経営の状況をリアルタイムで把握することができるようになるとともに、本サービスを活用することで、企業の成長可能性などを適切に評価し、融資や助言などを行うことで企業や産業の成長を支援します。

当行とTKCは、TKC 全国会会員とともに中小企業の成長・発展を支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

記

1. TKC の FinTech サービス内容

（1）月次試算表提供サービス（仮称）

関与先企業の了解の下、TKC会員事務所による巡回監査（※）と月次決算の終了直後に、金融機関に対してモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

（2）決算書等提供サービス（仮称）

関与先企業の了解の下、法人税（所得税）の電子申告後に、融資審査等のために金融機関に対して決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

（3）最新業績閲覧サービス（仮称）

関与先企業の了解の下、金融機関がTKC会員事務所を経由して、関与先企業の最新業績情報を閲覧できるサービスです。

（※）巡回監査とは：関与先企業を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめ、かつ指導することです。巡回監査においては、経営方針の健全性の吟味につとめるものとしています。（TKC 全国会「TKC会計人の行動基準書」第3章実践規定の部）

2. お客さまからのお問い合わせ先

法人推進部法人推進企画課 電話：055-224-1094

以上